

平成25年度 第3回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	平成26年2月14日 沖縄県庁11階第1・2会議室	
出席者氏名	幸喜令信 上江洲純子 真喜屋治 古荘みわ 平良あき子 榎本拓也 友利廣	
審議対象期間	平成25年8月1日 ~ 平成25年11月30日	
再苦情処理件数	件数 0件	
入札審議内容 及び件数	建設工事	建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務
	総件数 450件	総件数 109件
一般競争入札	110件	3件
総合評価	77件	12件
指名競争入札	239件	79件
随意契約	24件	15件
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申の内容	なし	
その他の意見	・総合評価方式にて落札者決定基準を定める際の学識経験者については、現在、外部(官公庁以外の第三者)の学識経験者が1名となっているので、今後は外部の学識経験者を増やすべきである。	

平成25年度第3回 沖縄県公共工事入札契約適正化委員会

1. 建設工事 抽出事案

一般競争入札		
工事名	工種	担当課・所
平敷屋漁港物揚場及び護岸工事	土木一式工事	漁港漁場課
旧幕下第5地区農地保全工事	土木一式工事	農村整備課

総合評価方式		
工事名	工種	担当課・所
国道449号新本部大橋橋梁整備工事(上部工A1～P2)	鋼構造物工事	道路街路課

指名競争入札		
工事名	工種	担当課・所
具志川幹線污水管更生工事(H25)	管工事	下水道管理事務所
名蔵ダム制御処理装置更新工事	電気通信工事	八重山農林水産振興センター

随意契約		
工事名	工種	担当課・所
国際通り線電線共同溝付帯工事(H25)	土木工事	南部土木事務所

2. 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務 抽出事案

総合評価方式		
業務名	業種	担当課・所
H25中城御殿跡地整備検討業務	土木関係コンサル	都市計画・モノルール課

指名競争入札		
業務名	業種	担当課・所
中城湾港(新港地区)物流拠点化促進調査業務(H25-2)	土木関係コンサル	港湾課

随意契約		
業務名	業種	担当課・所
H25新石垣空港建設工法モニタリング業務委託	調査関係コンサル	八重山土木事務所
河川情報基盤実施設計業務	建築関係コンサル	河川課

平成25年度 第3回沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

意見・質問	回答
<p>Q 1 「具志川幹線污水管更生工事（H25）」及び「名蔵ダム制御処理装置更新工事」における指名競争入札において辞退者が多いのはなぜか。</p>	<p>A 1 「具志川幹線污水管更生工事（H25）」については管更生の施工実績を有する業者数が少ないため辞退者が多いと思われます。 「名蔵ダム制御処理装置更新工事」については工事の内容がシステム全体の中の一部更新となっており、対応できる業者が少なかったのではないかと考えられます。</p>
<p>Q 2 入札における落札率が工事と業務委託では分布に違いがあるが、なぜか。</p>	<p>A 2 工事においては、原則、最低制限価格を設定しており、予定価格（100%）から最低制限価格（概ね90%）の範囲内での分布が多くみられます。 また、業務委託においては、最低制限価格を設定する方針がないため、落札率にある程度の幅がみられるのが特徴です。いずれも運用の範囲内であり、業務に支障はありません。</p>
<p>Q 3 落札率が低いと成果物の品質確保に影響はないか。</p>	<p>A 3 現在のところ、品質の低下については報告はありませんが、品質確保の観点から業務委託においても総合評価方式を試行的に実施しております。</p>
<p>Q 4 JV方式において、技術移転を鑑みた県内・県外業者での組み合わせについて基準を設けているのか。</p>	<p>A 4 代表構成員となる県外業者にのみ、工事实績を求めています。県内業者については工事实績を求めています。JV方式により、維持管理における技術移転を考慮することで、完成後の対応を求めています。</p>
<p>Q 5 「H25中城御殿跡地整備検討業務」における入札参加資格設定で実績を重視した制約を行うことにより県内における資格</p>	<p>A 5 本委託業務においては、事前に県内コンサルタントへ実績調査を行い、対象業者が6社程度存在することを確認しています。 結果として今回は1社のみが入札となっているが、県内において複数のコンサルタントでの実施は可能と考</p>

者は独占的な入札となるのではないか。

Q 6

「名蔵ダム制御処理装置更新工事」における入札参加資格において実績確認は代表構成員のみで行うのか。その場合、今後県内業者への受注見込みはないのか。

Q 7

総合評価方式において行われた同額の際の「くじ」については、落札金額も大きいため、「くじ」で落札者を決定するのではなく、他の決定方法（ヒアリング等）で行えなかったのか。

Q 8

総合評価落札方式に関する評価調書とはなんですか。

A 9

事後審査型を行う理由とはなにか。

えており、1社独占の入札ではありません。

A 6

入札参加資格の実績については代表構成員の実績で行っています。本工事については特殊な工事内容となっており、対応可能な主な業者は県外業者ですが、沖縄県内に事務所があることを資格要件として、入札を行っています。

A 7

総合評価方式は、施工体制、工程計画の適切性、施工上の課題に対する技術的所見・理解度などのあらかじめ定めた評価項目ごとに評価を得点換算し、得点を金額で除することで評価値を決定します。評価値によって落札者を決定するため、今回のようなケースは稀なことです。

ただ、地方自治法第167条の9にて「一般競争入札のくじによる落札者の決定」が定められているので、同法による落札者決定は「くじ」にて行います。

A 8

総合評価入札方式は、技術提案の審査・評価を行い、入札価格と総合的に評価する方式です。このため、工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて、沖縄県では特別簡易型と簡易型方式を選択しており、いずれも評価項目を事前に設定し、落札者決定基準としております。

その際、地方自治法第167条10の2において「落札者決定基準を定める時、学識経験を有する者より意見を聴取しなければならない。」となっており、県における技術審査会で決定した審査・評価に対し、学識経験者2名より意見の聴取を行っております。学識者の意見聴取様式が総合評価落札方式に関する評価調書となっております。

Q 9

従来行っていた事前審査型は、入札前に入札予定業者から証明資料を提出して頂き審査を行っていました

が、この場合、資料作成及び審査の負担の声があがっていましたが、このため、平成 24 年度から事後審査方式を導入し、入札後、上位 3 位までを落札候補者とし、その 3 社のみ証明資料を提出していただくことで、業者及び県双方の業務量軽減を行っております。審査の結果、上位者に資格がないと判断されたときは次点者の審査を行い、資格があると判断された場合に一般競争入札参加資格委員会を経て落札者決定となります。現時点においては、事後審査型が通例となっております。

Q 1 0

「国際通り線電線共同溝付帯工事（H 2 5）」については電力会社が行う工事ではないのか。

A 1 0

本工事はバスロケーションに供給する電源を現在国際通りの地中に布設している電線共同溝と繋ぐために、道路管理者として管路を敷設するための工事です。管路の管理は道路管理者ですが、利用にあたっては、利用者（バス会社や電力等）自身で電線やケーブル等の引き込みを行ってもらっており、今回の工事には含まれておりません。